

人のうごき

(41. 7 月末現在)
人口 114, 794
世帯 29, 506
前月に比べ
252人 106世帯の増

広報 かしわ

発行所

柏市役所
柏市柏 206 番地
電話柏(67) 1111 代表
編集 秘書課広報係



活動を始めた会計機

おもな内容

- 2 頁 住居表示について
- 3 頁 国民年金について
- 4 頁 国勢調査の概況
- 6 頁 選挙人名簿登録は申告制に
- 6 頁 季節の話題
- 7 頁 知っておきたい法律問題
- 7 頁 おしらせ、公民館だより
- 8 頁 広報メモ、婦人コーナー

事務改善に新偉力

電子会計機

事務の近代化をはかり、市民サービスの向上につとめるため、このほど電子会計機が購入されました。

この会計機は、昭和三十九年度に入れられた会計機からさらに進んだもので、従来のものは簡単な回転によって機械的に計算されていましたが、これを電子演算回路によりより早く、多様な計算ができるようにしたものです。

この機械は、十四桁百二十科目の分類集計能力を持つほか、加減乗除、比較、判断などを即時に行なうことができると、今までにないすぐれた力を持つております。

これを従来の会計機の処理能力と比較してみると、約三倍の早さで計算ができるほか、数字の大小や等否の判断を行なうことができ、このため判断要素を含んだ計算を自動的に処理できます。

この会計機は、おもに市県民税、固定資産税、国民健康保険税など税務計算に使われますが、一段と機械化が進み限られた人員で事務能力を最大限に高め、市民サービスの向上につとめます。

住居表示による

町区域の合理化

住居表示制度を実施するには、街区制と町割を行ない、字区域に変わって新しい町をつくることになりま。

本年度の住居表示実施区域内各町会の現況は、A図のとおりです。

が、この区域を公道、鉄道等明確な境界によってB図のように適正な町(家)にします。

両図をくらべると、町区域の合理化に対するご理解と協力を願います。

写真説明

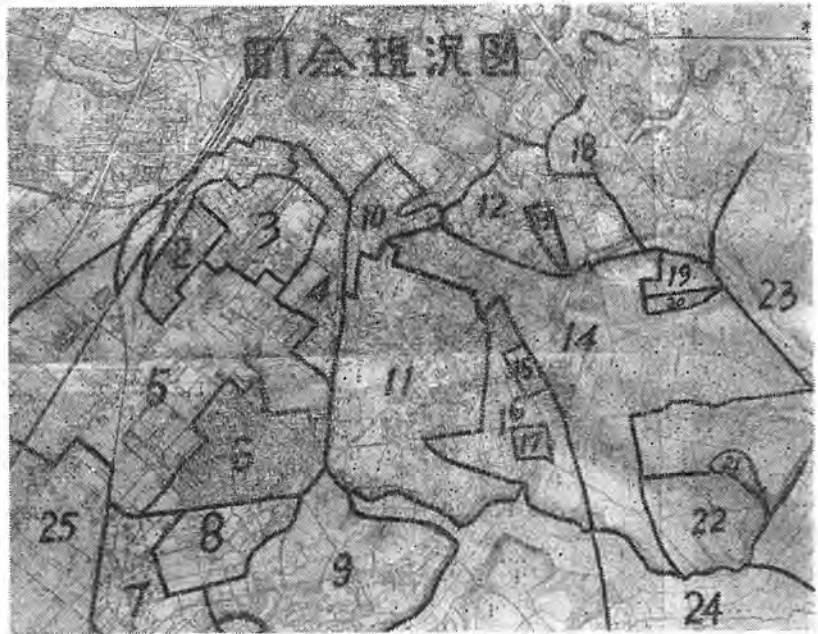
(A図)

- 1 ……三区二丁目
- 2 ……双葉町
- 3 ……通一丁目
- 4 ……柴町
- 5 ……富里町
- 6 ……緑ヶ丘
- 7 ……常盤台
- 8 ……ひばりが丘
- 9 ……日立
- 10 ……東一丁目
- 11 ……千代田町
- 12 ……桜台
- 13 ……荒久山
- 14 ……東二丁目
- 15 ……東四丁目
- 16 ……東三丁目
- 17 ……東五丁目
- 18 ……東台
- 19 ……城山町
- 20 ……勘解由山
- 21 ……井戸田台
- 22 ……刈込
- 23 ……戸張
- 24 ……名戸ヶ谷
- 25 ……豊町

(B図)

- | | | | |
|------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 1 ……富里町の一部 豊町の一部 | 8 ……柴町の一部 富里町の一部 緑ヶ丘の一部 | 13 ……千代田町の一部 東三丁目の一部 東四丁目 | 17 ……東二丁目の一部 荒久山の一部 |
| 2 ……富里町の一部 | 9 ……通一丁目の一部 柴町の一部 | 14 ……東三丁目の一部 東五丁目 | 18 ……東二丁目の一部 刈込の一部 |
| 3 ……富里町の一部 緑ヶ丘の一部 | 10 ……千代田町の一部 東一丁目の一部 | 15 ……東二丁目の一部 桜台の一部 荒久山の一部 | 19 ……桜台の一部 東台の一部 |
| 4 ……常盤台の一部 | 11 ……千代田町の一部 東二丁目の一部 | 16 ……東二丁目 桜台の一部 | 20 ……東二丁目の一部 東台の一部 城山町 |
| 5 ……ひばりが丘 | 12 ……千代田町の一部 | | 21 ……勘解由山 東二丁目の一部 |
| 6 ……富里町の一部 双葉町 通一丁目の一部 | | | |
| 7 ……通一丁目の一部 | | | |

A 図



B 図



老後に役立つ 国民年金

— 制度と法改正 —

国民年金制度が始まってから五年たちましたが、今回、国民年金法が大市に改正され、夫婦一万円年金や、年金の給付額が増額されました。

国民年金制度というのは、従来の年金制度(被用者年金)から取残された農業、漁業、商業などの自営業者とその関係者のため、また、老後の生活安定のため、かけ金と国の負担とによる年金制度です。この中には、拠出年金と福祉年金があり、拠出年金は一定のかけ金を納め、そのかけ金と国の負担により年金が給付され、福祉年金は、老令、廃疾などで生活の苦しい人に金額国庫負担で給付す

年金加入は今年かぎり

三十六才以上の人

六十五才から老令年金をもちうには、最低二十五年のかけ金をしておくことが必要です。ただし、現在三十六才の人は最低二十四年五十四才の人は十年(別表のとおり)が年金受給資格期間となりま

す。
(注意)現在五十一才から五十四才までの人(明治四十四年四月二日から大正五年四月一日までに生まれた人)は特別で四年から七年納



窓から見た市民会館

制度に入っている配偶者及び学生は任意加入です。保険料(かけ金)は、二十才から三十四才まで月額百円、三十五才以上は百五十円(現行、改正後は別項のとおり)これにより、六十五才から老令年金、事故等により、廃疾になった時は障害年金、死亡した時は死亡一時金の他、母子年金などが貰えます。

福祉年金もほぼ同じものが給付されますが、本人または家族に一定額以上の収入があると支給されません。

この積立てられたかけ金は、給付までの間国が保管し、被保険者の福祉に役立つよう、福祉施設の建設資金として特別融資されます。柏市でもこれを建設資金の一部として、市民会館、伝染病隔離病舎が建設されました。

入れている保険料を滞納している人は、一日も早く国民年金加入し、または保険料を納めたければ永久に年金はもらえなくなります。

なお、いまだに年金(拠出年金)のかけ金をしなくても、七十才になれば老令福祉年金ももらえると思っている人がいるようですがこの老令福祉年金は国民年金が始まったとき、すでに五十才をこえていた人(明治四十四年四月一日以前に生まれた人)に限られていま

改正の要点

国民年金の年金額やかけ金は、国民の生活水準の向上や物価の上昇など、経済に大きな変動があった場合に、私たちの生活の実情にあうように、五年目ごとに手をおしされることになっていきます。

今年がその一回の手おしの年に当り、去る六月の国会で年金法が大市に改正されました。

- 一、保険料の改正
 - 保険料(かけ金)は、昭和四十二年一月分から三十五才以上の者は二百五十円(現行百五十円)に、三十五才未満の者は二百円(現行百円)にそれぞれ改定されました。
- 二、年金額の引き上げ
 - (イ)老令年金
 - 夫婦で月に一万元の年金がつけられるようになりました。

保険料を二十五年間納めた場合の年金額二万四千円(月額二千円)を六万円(月額五千円)に四十年間納めた場合の年金額四万二千円(月額三千五百円)を、九万六千円(月額八千円)にそれぞれ引きあげられました。

老令年金を受けるための保険料を納める期間

| 生年月日 | 昭和36年4月1日現在の年齢(年金納付時) | 最低限納めなければならない年数 | 昭和41年4月1日現在の年齢 | 60才まで何年あるか(引上げ7月) |
|------------|-----------------------|-----------------|----------------|-------------------|
| 大正5年4月1日以前 | 45才以上 | 10年 | 50才以上 | 10年 |
| 大正5年4月2日 | 44才 | 11年 | 49才 | 11年 |
| 大正6年4月1日 | 43才 | 12年 | 48才 | 12年 |
| 大正7年4月1日 | 42才 | 13年 | 47才 | 13年 |
| 大正8年4月1日 | 41才 | 14年 | 46才 | 14年 |
| 大正9年4月1日 | 40才 | 15年 | 45才 | 15年 |
| 大正10年4月1日 | 39才 | 16年 | 44才 | 16年 |
| 大正11年4月1日 | 38才 | 17年 | 43才 | 17年 |
| 大正12年4月1日 | 37才 | 18年 | 42才 | 18年 |
| 大正13年4月1日 | 36才 | 19年 | 41才 | 19年 |
| 大正14年4月1日 | 35才 | 20年 | 40才 | 20年 |
| 大正15年4月1日 | 34才 | 21年 | 39才 | 21年 |
| 昭和2年4月1日 | 33才 | 22年 | 38才 | 22年 |
| 昭和3年4月1日 | 32才 | 23年 | 37才 | 23年 |
| 昭和4年4月1日 | 31才 | 24年 | 36才 | 24年 |

- 三、福祉年金の引き上げ
 - 老令福祉年金、年額一萬五千六百円が年額一萬八千円になり、障害福祉年金、年額二万四千円が年額二万六千四百円に、また母子福祉年金及び準母子福祉年金、年額一萬八千円が年額二万四千円に引き上げられます。
- 四、支給制度の緩和
 - 受給権者本人の所得による支給制限の限度額、二十二万円が二十四万円に、被養者所得による支給制限の限度額(扶養親族が五人であるとき)七十一万六千四百円が八十一万七千五百円に、それぞれ昭和四十一年五月分から引き上げられ、緩和されました。

回次の三つの年金は、昭和四十二年一月から支給額が改正されます。

国勢調査の概況

青年期にある柏市

昭和四十年十月一日に、全国一斉に十才目以下の国勢調査が行なわれました。この「国勢調査」というのは、大正九年以来五年目ごとに行なわれ、政府が国民民について行なう人口に関する調査のことです。

国勢調査には、十年目ごとに行

人のうごき

増加率全国第八位

この調査で柏市の総人口は十九万九千二百三十七人となり、昭和三十五年の六万三千七百四十五人から四万五千四百九十二人増加しました。この増加率は七十一・四％で、全国五百六十一市のうち第八位となり、また二平方料当りの人口密度は、全市平均一千四百九十六人となります。これを市の各地域でみると、次の図のようになります。

これとみると、最も密度の高い場所は豊四季団地の四万二千八百八十四人、次いで光ヶ丘団地二万二千二百六十九人で、上にのびる団地をよよく表わしています。また駅に近い所に人口が密集しているのは当然のこととはいえ、一番低い田中地区からみると、実に三十二・六倍という高い数字になります。

普通人口の集中地区は、二平方

| 区分 | 町 全 名 | 人口 |
|--------|---------------------------------------|---------|
| 柏 1 | 呼塚、下町、仲町、葉山、東台、林間学園戸張、井戸山台、菟込 | 1,639人 |
| 柏 2 | 幸町、元町、上一、上二、上三、桜台、荒久山、柏美町 | 10,978人 |
| 柏 3 | 東一、東二(柏学園を含む)、東三、東四、東五、千代田町、城山町、勤解山山町 | 8,393人 |
| 豊四季1 | 富士見町、豊四季町、新富町、南柏、豊町 | 13,465人 |
| 豊四季3 | 小柳町、栄町、三区二、通り、双葉町 | 4,853人 |
| 豊四季4 | 緑ヶ丘、常盤台、ひばりヶ丘、日立、富里町 | 5,658人 |
| 高田・松ヶ崎 | 高田、松ヶ崎、寿町、松ヶ丘、梅林 | 1,208人 |
| 篠籠田 | 篠籠田、明灰、明原、篠籠田里住、八原、桃山 | 2,918人 |

地区別人口密度(1平方軒当り)
柏地区ブロック別町会名は別表のとおり

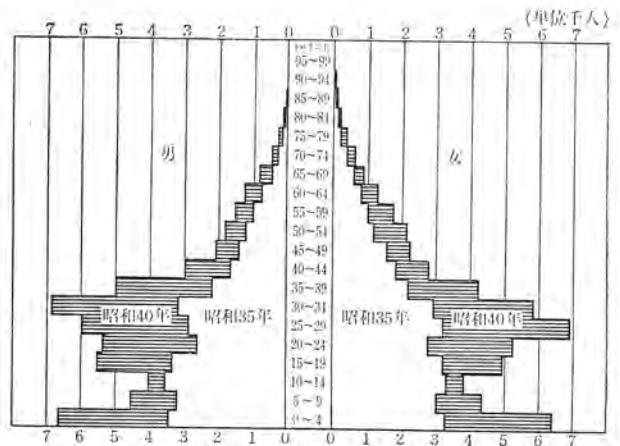


態や配偶関係、住居の状態など、色々な調査結果が出ております。今号では、この結果にもとづいて、私達の町柏の人の動きをみたいと思ひます。

なお、今回の調査にあたっては調査員四百九十八名という多数のかたがたのご協力をいただきましたが、この方々を始め皆さんがたのご協力により予定された調査を無事終了することができましたことを、この欄をお借りしてお礼しあげます。

は男の多い町といえ、このことは活気のある、発展しつつある都市であることを端的に示しているものです。

5才階級別人口(昭和35.40年)



増えた 生産人口

総人口を〇才から四才、五才から九才というように、五才ずつの分布表でみるのを五才階級別人口とよんでおります。柏市の五才階級別人口を、前回の国勢調査と比較したものが上の図です。これで見ると、人口の総体的な伸びとともに、各階級とも大巾に増加しておりますが、十四才までの幼年人口が二七・三％、五十九才までの生産年齢人口が六十六・七％、六十才以上の高齢人口が六％で、柏市は働くものの町といえ、市全体が生き生きと伸びつつあることがわかります。

また、三十五年と比較すると、幼年人口が三・九％減っているのに対し、生産年齢人口は三・九％増え、これは国全体の傾向でもありますが、出生率、死亡率が低下していることを示しております。

男子で三十才から三十四才、女子で二十五才から二十九才の人口がほぼ同じで、前回からみると非常に伸びておりますが、これは豊四季団地に入居した人の影響で、まなその男女数がほぼ同数のことから、この五才は、団地の夫婦の年齢差といえます。このほか長寿者は女子が多い(男二千九百九十九人に対し女三千四百九十九人)ことなどが示されています。

配偶関係

再婚は男が多い

十五才以上の配偶関係をもとにそのうち六十五・一％が有配偶者になっていますが、未婚者の割合は、男三十三・二％に対し女が二十四・三％で、男子が八・九％多く、これは結婚年齢が男子より女子が低いからです。未婚者別者の

産業別就業者

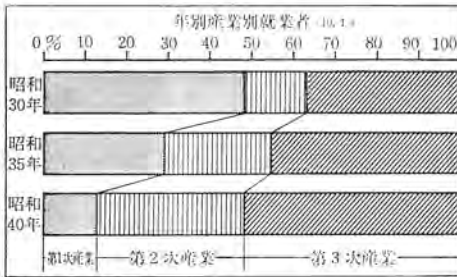
圧倒的に多い第三次産業

就業者のうち、オ一次産業(農林水産業)就業者は十四・二％、オ二次産業(建設、製造業)就業者三十四・七％、卸売、小売業、サービス業などのオ三次産業就業者は五十一・一％となり、圧倒的に多いということになります。この中には、卸売、小売業の他、金融、保険、不動産業、運輸通信業、教員、公務員、看護婦などが含まれていますが、本市の場合いわゆる

通勤 半数は東京へ

就業者を勤務先別で見ると、市内は四十八・一％、県内七・一％、県外四十四・八％となりますが、県外のうち東京都へ勤務している者は九十六・五％となり、就業者のほぼ半数二万一千人は東京へ勤めについているとみてよいようです。また、この都内通勤者のうち

差(夫の年齢が平均して高い)、男は女より再婚しやすいということが考えられ、その他、三十五才から五十四才の女と四十才から五十九才の男の人口を比較すると(結婚年齢差を五才とみて)女が二千八百六十一人多く、これは戦争による死別、離別と考えられ、これも寡婦が多い原因でしょう。



住居の状態

持家と借家ほぼ同数

総世帯数二万七千七百六十八世帯のうち、寄宿舎や下宿に住む四百九世帯を除き、住宅の所有関係をみると、持家は四十七・四％、借家(公団住宅を含む)四十二・八％、社宅などの給与住宅は八・二％、間借りが一・六％となりま

就業状態

四十才から働く婦人

今度の国勢調査では、昭和四十年九月二十四日から三十日までの一週間を対象として就業状態を調べましたが、それによると、十五才以上の人口七万九千三百八十七人のうち、労働力人口は四万九千八百八十六人で六十二・九％となり、残りの二万九千五百一人、三十七・一％が非労働力人口となります。

就業状態を男女別にみると、労働力比率(該当年令総人口に対する就業、失業者の合計との比較)は、男が八十五・九％、女は三十九・三％となり、当然の結果とはいえ、女性が職業をもつことは、まだまだ難かしいことがわかります。



また、五才階級別就業率をみると、男女とも二十才未満では四十％台でほとんど差はありませんが、男は二十才を過ぎると急速に高まり、五十九才までは九十％台を維持しています。

おわりに

以上いくつかの項目にわたって、国勢調査の結果をのべてきましたが、数字が多くよみづらかったと思います。しかし、どの数字も本市の現在と将来の見通しに対して沢山の問題をなげかけているといえましよう。

持しますが、女は二十才から二十四才まで六十四・二％ですが、二十五才から三十九才までは三十％台に落ち、再び四十才から五十四才までで四十％台に増加します。これは三十才前後では、家事、育児に専念するのと思われま

このおきが衛星都市としての本市を、創造に満ちた都市に変える原動力となることでしょう。

選挙人名簿 登録は申告制に

選挙人名簿登録については、公職選挙法が六月一日で改正されました。このため従来の基本選挙人名簿、補充選挙人名簿の制度がなくなり、永久選挙人名簿が作られることになり、すでに六月二十日

一、登録手続きの必要な者

今回調製された選挙人名簿に登録されない次のような人の場合は、今までの選挙の都度行なわれていた補充選挙人名簿登録申請の制度

秋分とお彼岸

九月二十三日は秋分です。わが国ではこの日を「秋分の日」として、昭和二十四年に法律で祝日の一つとして定められました。仏教ではこの日が「彼岸の中日」にあたり、祖先の霊をまつるの日として、家族全員でお墓参りをするの慣習があります。郡会地ではピクニックをかねたお墓参り風景もみられます。秋分の日には、昼と夜の時間がほぼ同じですが、仏教では真中の正しい道を歩くと、衆生の指導をしているので、この中正の時に仏事を行なうといわれています。



それひけ(六小にて)

を巡視し、人民の善意をしらべてエンマ帳にかきこむので、その日に、善事をしなければならぬといわれています。

ますので、必ず所定の手続きを市民課或いは市役所出張所でされるようお知らせします。
◆日本国民で、三月二十一日以降三月二十一日以降柏市に転入した方については、九月二十九日までは、補充選挙人名簿登録申請書を、九月三十日以前は選挙人名簿登録の証明書または選挙人名簿未登録の証明書(転出先の市区町村選挙管理委員会委員長発行のもの)を添えて選挙人名簿登録申請書提出してください。なお転入後満二十才になった場合も同様の手続きが必要となります。

二、申告登録の方法

従前から柏に住み、十月一日以降満二十才になった方は、選挙人名簿登録申請書を満二十才になったらすぐ提出してください。以上の手続きをされずとも、毎年三月と九月の定時(本年に限り十一月)に行なうに選挙管理委員会に登録申請者を調査して、選挙人名簿に登録を行ないます。

三 選挙人名簿の 常時閲覧

九月三十日以前は、選挙の公示又は告示の日から選挙の期日後五日までと、毎年三月二十一日から四月四日まで及び九月二十一日から十月五日まで等の期間を除いて選挙人名簿は原則として常時閲覧することができるようになっておりますので、選挙管理委員会、名簿を閲覧して選挙の有無等を確認してください。

さて、暦の上では八月八日が立秋とされていますが、まだまだ暑い盛りで、本日に秋だなあと感じさせるのは、「暑さ寒さも彼岸まで」といわれる秋分の日からでしょう。小、中学校の運動会もこの日を中心に市内一円で行なわれ、澄んだ秋空のもとで、元気な歓声が湧きあがります。子どもや、お父さん、お母さんも、お弁当持参で綱引きや玉入れに熱しい一日をすごすことでしょう。

利根川の土手や手賀沼のふちで白いすすきの穂がゆれ、秋の訪れを告げ、スポーツ、芸術、読書の秋、食欲の秋にいたるまで、自然にも、人も多彩な季節は秋分の日から始まります。



知っておきたい 法律問題

相隣関係 (二回)

最近では地価が高いので、土地所有者が少しでも有効に利用したいと考えるのも無理からぬ話と思いますが、これがもとで、となり近所が争うという事件が意外に多いようです。

昔から「百金もって宅を買ひ、千金で隣を買ふ」となるといわれておりますが、となり近所のつき合いは、むずかしいながらも大切なものです。

そこで民法に規定されている、相隣関係について二回にわたり説明してみよう。

相隣関係とは、相隣接する不動産所有者の相互間の法律関係をいいます。民法上つきのような規定がありますが、これは、所有権は絶対的なものだからといって相隣接する所有権が互に境界線いっばいまで絶対的支配を主張しては、かえってそれぞれの所有権の有効な行使が妨げられる結果になりますから、最少限度の互譲をすることによって、それからの相互の利用関係を調整し、となり近所の間接関係を円滑にしていこうとするものなのです。また民法の規定するものは、利用の最少限度の調節ですから、社会生活の目的とか、所有権の社会的意義を考慮して、この規定の精神をいかすことを心がけるべきです。

1 隣地立入権

土地所有者は、境界近くにあるへいや建物などの建設、修理のために必要な範囲で隣地の使用ができます。

ただし、家の中に入るには隣人の承諾が必要で、隣人損害を与えた場合は賠償する義務があります。

2 袋地等におけるいさぎよい地通行権

周囲が他人の土地にかこまれて公道に直接面していない、いわゆる袋地の所有者は、公道に出るため、とり囲んでいる土地を通行できます。

ただしそれには損害の少ない方法を選ばなければなりません。(以下次号につづく)

③ 犯罪によって書状を、告訴したが不起訴処分になった、この処分不満の者は、検察審査会に相談してみよう。

松戸検察審査会事務局

世界の願い

交通安全

おしらせ



職業訓練指導員の

訓練実施について

職業訓練指導員の免許資格と、事業内職業訓練の基礎をしっかりとするとともに、その指導に当たる指導員の養成を目的として、職業訓練指導員の訓練が次の要領でひらかれます。

この指導員の免許を専得すると、一級技能検定試験の学科試験が免除されますので、該当する方は受講されるようおしらせします。

一、実施期日
昭和四十一年十月十七日(月)から十月二十一日(金)までの五日間(毎日午前九時から午後五時まで)

二、実施場所
市役所大会議室

三、受講資格
(1)労働大臣が行なう一級の技能検定に合格したものの。
(2)旧技能者養成にもとづく、技能者養成指導員の免許を有するもの。

四、受講料
千円(テキスト代)

五、訓練対象業種
縫製関係、機械関係、電気関係、印刷関係、畳・とび工関係、建築関係、塗装関係、和・洋裁関係、自動車・航空機整備関係、時計・宝石関係、理容・美容業関係、造園関係、通信関係、製図関係、

六、受講申込
昭和四十一年九月十五日から九月三十日まで、印かん持参のうえ、市役所商工課観光係へお申し込みください。

なお、実施される職種、その他については、市役所商工課(電話)六七〇二二一、内線二五六か二五七)にお問い合わせください。

映写技術講習会

教育委員会では、映写技術講習会を次のように開催します。

十六ミリ映画を利用することは学校教育、社会教育関係者のほか職場や団体では非常に効果的であ

二、日時
昼間コース……十月四日(火)五日(水) 午前九時～午後四時
講習をうける受講生

十六ミリ映写機の操作技術一般
五、テキスト代
百五十円(当日納付)

六、特典
講習後、簡章(テキスト)があり、合格者は、県教育委員会から「十六ミリ映写機操作許可証」が交付され、県および市役所職員ライブラリー所有の映写機、フィルム等を使用することができ



夜間コース……十月六日(木)から九日(日) 午前六時～午後九時

三、会場
柏市中央公民館

四、内容
フォークダンス教室、および民謡教室をつぎのようで開催します
初心者むきに基礎から講習しますので、はじめての人も気軽に参加してください。

民謡教室

フォークダンス教室、および民謡教室をつぎのようで開催します
初心者むきに基礎から講習しますので、はじめての人も気軽に参加してください。

一、フォークダンス
九月八日～十一月まで、隔週木曜日の午後六時三十分～八時三十分までおこないます。

二、民謡
九月十五日～十一月まで、隔週木曜日の午後六時三十分～八時三十分までおこないます。

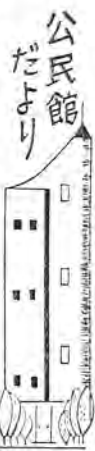
三、会場
柏市中央公民館(市民会館)

四、参加資格
一般(小、中学生を除く)

〇昼間

五、会費
無料

六、申し込み
教育委員会社会教育課へ、住所氏名、年齢、職業と、希望の種目及び届、夜の別を記入して、はがきで申し込みください。



図書館から

市民図書館(中央公民館三階)から、新着図書のご案内を申し上げます。

こんど入った主なものは、L・モズレー「天皇ヒロヒト」中西信堂「定本野島記(1)」「(8) 浅野長政」藤士の文化財(1)、「(4)」「(1)」「(2)」「(3)」「(4)」「(5)」「(6)」「(7)」「(8)」「(9)」「(10)」など二百六十冊です。

貸出は簡単な手続き(米戦通帳または身分証明書と印印をお持ちになれば、すぐ登録できます。)で貸し出しますので、お気軽にご利用ください。

公民館講座の

お知らせ

成人学校の三期が十月からはじまります。このうち次の科目については、まだ定員に余裕がありますから、受講希望のかたは、九月二十日までに中央公民館へお申し込みください。

▽写真入門
(毎週金曜日の夜六時半、七回)

▽日本人形と押絵
(毎週月曜日の夜二時半、七回)

▽日本民謡
(毎週水曜日の夜六時半、七回)

▽俳句
(毎週火曜日の夜六時半、八回)

なお、婦人講座もまだ余裕がありますのでお申し込みください。その他公民館講座についてはお問い合わせは、中央公民館(電話六七〇二二四)へどうぞ。

文化映画の会

中央公民館月例の文化映画の会を次のように開催します。

入場は無料ですから、皆さんお揃いでお出かけください。

◇とき 九月二十日(水)夜六時半
◇ところ 市民会館
◇フィルム 蜂の生活(カラー)
秋の紅葉(8ミリカラー)他

訓練にはげむ消防団員



洪水に備えて

今年も台風が接近する季節となりました。台風の被害には風によるものと雨によるものがあります。特に水は、恐ろしい被害をもたらします。

消防団では、この出水に備えて、さる七月二十日利根川の堤防で、我孫子町消防団と合同で、水防演習を行いました。当日は、三百名近い団員が集まり、団長の訓示などをうけた後、利根川が増水し堤防が切れたなどの各種の状況を想定して演習が行なわれました。

参加した団員は、演習とは思えないほど緊張した面持ちで、「土俵作り」「竹とけ」「くいごしらえ」などの十種の水防工法について実技演習を行ないました。幸いにも最近では利根川の堤防がきれ、出水による被害はありませんが、実際の場合にはきつとこの演習の効果が発揮され、被害を最小限度に抑止めらるでしょう。

表彰をうける教育委員長



学校基本調査で 文部大臣賞

教育委員会で毎年行なう学校基本調査について、昨年度の実績が特にすぐれていることから、このたび文部大臣から表彰されました。

学校基本調査は、五月に行なわれ、生徒数、職員の実態、生徒の転入学や長欠などの学校調査と学校の建物や規模についての施設調査、中学生の卒業後の進路状況調査など、三つの部門に分かれています。いづれも教育行政や学校運営については欠くことの出来ない大切なものといえましょう。

調査にあたっては、教育委員会をはじめ、各学校の先生がたが、資料のまとめや、調査表の作製にあたりますが、今回これが国の表彰をうけたということは、とかく地味な統計というめだたない仕事の努力が報いられたものといえましょう。

柏原前近のパトロール



愛のパトロール

毎年八月の中旬に、青少年問題協議会が柏警察署と協力して愛のパトロールを実施していますが、今年も八月十日から十九日までの十日間、市内全地区にわたって行なわれました。

このパトロールは、午後八時から十時までの二時間、青少年協の委員をはじめ、学校、保護司会、議会文教厚生委員、社会教育委員、青少年相談員などが、警察官と広報車に乗り、夜遊びの防止や家庭の保護などを呼びかけました。

丁度この時期は、市内のあちこちで盆踊り大会が催されておりまして、この呼びかけでこの会場でも十時の一愛の鐘を合図に散会し、また、家庭からも夜遊びがへり、子どもたちの不良化防止に役立つと喜ばれました。

広報メモ

市道測量はじまる



市道の建設 下大塚一庚塚線

市役所土木課では、今年度五十七万円の予算で市道の新設、改良などを進めておりますが、このほど、下大塚一庚塚線延長六百米の測量を開始しました。

この市道は、市の北部地区幹線道路として、高田にある川原工業前から十余二の工業団地を結ぶもので、市員は十米とし、準備がすすみ、工事に入る予定で進められます。

この他、日立一勝心線、旭町線などの幹線道路の新設、改良が予定されていますが、地域開発を促進させるためには、道路の果す校目が最も重要であり、その建設が急がれております。

耕後機の講習をうける若妻たち



若妻のつどい

とかく農村の嫁は家にひきこもりがちといわれますが、市内船戸町会では、昭和三十八年一月から町会長さんをはじめ、町会関係者の指導で、若妻学校「双葉会」をつくり、家庭生活を明るく楽しくし、新しい村づくりを進めるために積極的に取組んでいます。

会員は、三十才前後の農家のお嫁さんで、現在藤井匡子さんを会長に、四十五名の会員が、毎月第一土曜日の農休日を利用して、地区内にある養師坊で例会を開いております。そこでは、食生活の改善、合理的な作業衣の作りかたなどのほか、保健衛生、家庭経済、農業技術などについて講習をし、また見学、レクリエーションなども行ない、たのしい集いとなっております。

この会の成果から、山高野や富勢などでも若妻学校を作る機運が高まっており、希望に満ちた農村の明日をのぞいています。



予防注射について

最近柏市へ転入し、六カ月になる子どもを持つ母親ですが、前住所で小児マヒワクチンの投与を受けましたが、こちらで二回目の投与を受けたいのですがどうすればよいのでしょうか。(柏一主婦) ◇お答え

小児マヒの生ワクチン投与は、今年は四月に一回あと十月に実施する予定ですが、二回目の投与は、初回に受けた方だけに通知はしません。お尋ねの場合特に通知は差しあげませんので、市政だよりで、期日、会場をお知らせしますから、もよりの所で受けてください。なお、このほか、市でやる予防注射には、腸チフス、パラチフス(三才児を対象に二週間おきに三回、一年おきに一回)種痘(生後二カ月一年と入学前、卒業前)百日咳、シフテリア(生後三カ月から六カ月児、三週間おきに三回)などがあります。